

関稅定率法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文目次

- 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）（第一条關係） 1
- 関稅法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）（第二条關係） 5
- 関稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）（第三条關係） 10

○ 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）（第一条關係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

<p>（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等） 第十条（省 略） 2 （省 略） 3 関稅法第九条の二第一項から第四項まで（納期限の延長）の規定によりその関稅を納付すべき期限が延長された貨物でその関稅が納付されていないものうち、当該貨物に係る関稅が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合にその関稅を払い戻すことができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その払い戻すことができることとなる関稅に相当する額をその納付すべき期限が延長された関稅の額から減額することができる。この場合において、その減額された額に相当する額の関稅は同項の規定による払戻しがあつたものとみなして、同法の規定を適用する。 4 （省 略）</p>	<p>（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等） 第十条 同 上 2 同 上 3 関稅法第九条の二第一項から第三項まで（納期限の延長）の規定によりその関稅を納付すべき期限が延長された貨物でその関稅が納付されていないものうち、当該貨物に係る関稅が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合にその関稅を払い戻すことができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その払い戻すことができることとなる関稅に相当する額をその納付すべき期限が延長された関稅の額から減額することができる。この場合において、その減額された額に相当する額の関稅は同項の規定による払戻しがあつたものとみなして、同法の規定を適用する。 4 同 上</p>
<p>第十九条（省 略） 2 4 （省 略） 5 関稅法第九条の二第一項から第四項まで（納期限の延長）の規定によりその関稅を納付すべき期限が延長された第一項に規定する政令で定める原料品でその関稅が納付されていないものうち、当該原料品に係る関稅が納付されているものとみなして同項の規定を適用した場合にその関稅を払い戻すこととなるものについては、その</p>	<p>第十九条 同 上 2 4 同 上 5 関稅法第九条の二第一項から第三項まで（納期限の延長）の規定によりその関稅を納付すべき期限が延長された第一項に規定する政令で定める原料品でその関稅が納付されていないものうち、当該原料品に係る関稅が納付されているものとみなして同項の規定を適用した場合にその関稅を払い戻すこととなるものについては、その</p>

延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その払い戻すこととなる関税に相当する額をその納付すべき期限が延長された関税の額から減額する。この場合において、その減額された額に相当する額の関税は同項の規定による払戻しがあつたものとみなして、第十四条第十号ただし書（同条第十一号及び第十四号において準用する場合を含む。次条第三項、第十九条の三第二項及び第二十条第三項において同じ。）及び第十四条の二第二号の規定並びに同法の規定を適用する。

6 〽 8 (省 略)

(課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等)

第十九条の二 (省 略)

2 (省 略)

3 関税法第九条の二第一項から第四項まで（納期限の延長）の規定によりその関税を納付すべき期限が延長された貨物でその関税が納付されていないものうち、当該貨物に係る関税が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合にはその関税を払い戻すことができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その払い戻すことができることとなる関税に相当する額をその納付すべき期限が延長された関税の額から減額することができる。この場合において、その減額された額に相当する額の関税は同項の規定による払戻しがあつたものとみなして、第十四条第十号ただし書及び第十四条の二第二号の規定並びに同法の規定を適用する。

4・5 (省 略)

(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等)

第十九条の三 (省 略)

延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その払い戻すこととなる関税に相当する額をその納付すべき期限が延長された関税の額から減額する。この場合において、その減額された額に相当する額の関税は同項の規定による払戻しがあつたものとみなして、第十四条第十号ただし書（同条第十一号及び第十四号において準用する場合を含む。次条第三項、第十九条の三第二項及び第二十条第三項において同じ。）及び第十四条の二第二号の規定並びに同法の規定を適用する。

6 〽 8 同 上

(課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等)

第十九条の二 同 上

2 同 上

3 関税法第九条の二第一項から第三項まで（納期限の延長）の規定によりその関税を納付すべき期限が延長された貨物でその関税が納付されていないものうち、当該貨物に係る関税が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合にはその関税を払い戻すことができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その払い戻すことができることとなる関税に相当する額をその納付すべき期限が延長された関税の額から減額することができる。この場合において、その減額された額に相当する額の関税は同項の規定による払戻しがあつたものとみなして、第十四条第十号ただし書及び第十四条の二第二号の規定並びに同法の規定を適用する。

4・5 同 上

(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等)

第十九条の三 同 上

2 関税法第九条の二第一項から第四項まで（納期限の延長）の規定によりその関税を納付すべき期限が延長された貨物でその関税が納付されていないものうち、当該貨物に係る関税が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合にはその関税を払い戻すことができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その払い戻すことができることとなる関税に相当する額をその納付すべき期限が延長された関税の額から減額することができる。この場合において、その減額された額に相当する額の関税は同項の規定による払戻しがあつたものとみなして、第十四条第十号ただし書の規定及び同法の規定を適用する。

3 (省 略)

(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等)

第二十条 (省 略)

2 (省 略)

3 関税法第九条の二第一項から第四項まで（納期限の延長）の規定によりその関税を納付すべき期限が延長された貨物でその関税が納付されていないものうち、当該貨物に係る関税が納付されているものとみなして前二項の規定を適用した場合にはその関税を払い戻すことができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その払い戻すことができることとなる関税に相当する額をその納付すべき期限が延長された関税の額から減額することができる。この場合において、その減額された額に相当する額の関税は前二項の規定による払戻しがあつたものとみなして、第十四条第十号ただし書の規定及び同法の規定を適用する。

4・5 (省 略)

2 関税法第九条の二第一項から第三項まで（納期限の延長）の規定によりその関税を納付すべき期限が延長された貨物でその関税が納付されていないものうち、当該貨物に係る関税が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合にはその関税を払い戻すことができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その払い戻すことができることとなる関税に相当する額をその納付すべき期限が延長された関税の額から減額することができる。この場合において、その減額された額に相当する額の関税は同項の規定による払戻しがあつたものとみなして、第十四条第十号ただし書の規定及び同法の規定を適用する。

3 同 上

(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等)

第二十条 同 上

2 同 上

3 関税法第九条の二第一項から第三項まで（納期限の延長）の規定によりその関税を納付すべき期限が延長された貨物でその関税が納付されていないものうち、当該貨物に係る関税が納付されているものとみなして前二項の規定を適用した場合にはその関税を払い戻すことができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その払い戻すことができることとなる関税に相当する額をその納付すべき期限が延長された関税の額から減額することができる。この場合において、その減額された額に相当する額の関税は前二項の規定による払戻しがあつたものとみなして、第十四条第十号ただし書の規定及び同法の規定を適用する。

4・5 同 上

改 正 案

現 行

<p>（郵送等に係る申告書等の提出時期） 第六条の三 国税通則法第二十二条（郵送等に係る納税申告書等の提出時期）の規定は、次条第一項、第七条の十四第一項（修正申告）、第七条の十五第一項（更正の請求）、第九条の二第一項から第四項まで（納期限の延長）又は第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告、請求又は申請に係る書面（当該書面に添付すべき書類及び当該書面の提出に関連して提出するものとされている書類を含む。）その他財務省令で定める書類が郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項（定義）に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便をいう。）により提出された場合について準用する。</p> <p>（担保の提供） 第七条の八 税関長は、特例輸入者又は特例委託輸入者が特例申告を行う場合において、当該特例申告に係る貨物の輸入の時から当該貨物に係る関税、内国消費税及び地方消費税（以下この項及び第七条の十一第二項（承認の失効）において「関税等」という。）の納付がされ、若しくはその必要がなくなり、又は関税等の納付すべき期限が延長されるまでの間における当該関税等の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、特例輸入者又は特例委託輸入者に対し、特例申告により納付する当該関税等の見込額を基礎として財務省令で定める金額及び期間を指定して、当該関</p>	<p>（郵送等に係る申告書等の提出時期） 第六条の三 国税通則法第二十二条（郵送等に係る納税申告書等の提出時期）の規定は、次条第一項、第七条の十四第一項（修正申告）、第七条の十五第一項（更正の請求）、第九条の二第一項から第三項まで（納期限の延長）又は第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告、請求又は申請に係る書面（当該書面に添付すべき書類及び当該書面の提出に関連して提出するものとされている書類を含む。）その他財務省令で定める書類が郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項（定義）に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便をいう。）により提出された場合について準用する。</p> <p>（担保の提供） 第七条の八 税関長は、関税、内国消費税及び地方消費税（以下この項及び第七条の十一第二項において「関税等」という。）の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、特例輸入者又は特例委託輸入者に対し、金額及び期間を指定して、関税等につき担保の提供を命ずることができる。</p>
--	---

税等につき担保の提供を命ずることができる。

2 (省 略)

(承認の取消し)

第七条の十二 税関長は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第七条の二第二項(申告の特例)の承認を取り消すことができる。

一 特例輸入者が次のいずれかに該当するとき。

イゝハ (省 略)

ニ 第七条の八第一項(担保の提供)又は第九条の二第三項後段(納期限の延長)の規定による命令に従わなかつたとき。

ホ・ヘ (省 略)

二 (省 略)

2 (省 略)

(納期限の延長)

2 第九条の二 (省 略)

3 特例輸入者が、期限内特例申告書を提出した場合において、前条

第二項第一号に掲げる税額に相当する関税を納付すべき期限に関し

、特例申告書の提出期限までにその延長を受けたい旨の申請書を第

七条の二第二項(申告の特例)の税関長に提出したときは、当該税

関長は、前条第二項の規定にかかわらず、当該納付すべき期限を二

月以内に限り延長することができる。この場合において、当該税関

長は、関税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定め

るところにより、当該特例輸入者に対し、当該期限内特例申告書に

記載した関税額の全部又は一部に相当する額の担保の提供を命ずる

ことができる。

2 同 上

(承認の取消し)

第七条の十二 税関長は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第七条の二第二項(申告の特例)の承認を取り消すことができる。

一 特例輸入者が次のいずれかに該当するとき。

イゝハ 同 上

ニ 第七条の八第一項(担保の提供)の規定による命令に従わなかつたとき。

ホ・ヘ 同 上

二 同 上

2 同 上

(納期限の延長)

2 第九条の二 同 上

2 同 上

4| 特例委託輸入者が、期限内特例申告書を提出した場合において、前条第二項第一号に掲げる税額に相当する関税を納付すべき期限に關し、特例申告書の提出期限までにその延長を受けた旨の申請書を第七条の第二項の税関長に提出し、かつ、当該期限内特例申告書に記載した関税額の全部又は一部に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、前条第二項の規定にかかわらず、当該関税額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、当該納付すべき期限を二月以内に限り延長することができる。

5| 前各項の申請書の記載事項その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(担保を提供した場合の充当又は徴収)

第十条 (省 略)

2 国税通則法第五十二条(担保の処分)の規定は、関税の担保が提供された場合において、納税義務者が第九条(申告納税方式による関税等の納付)の規定により関税を納付すべき期限(第九条の第二項から第四項まで(納期限の延長)の規定により関税を納付すべき期限が延長された場合にあつては、当該延長された期限)又は第九条の第三項(納税の告知)の納期限(延滞税については、その計算の基礎となる関税のこれらの納期限。第十一条(関税の徴収)及び第十二条第一項ただし書(延滞税)においてこれらの期限を「納期限」という。)までに関税を完納しないときについて準用する。

3 (省 略)

(延滞税)

第十二条 (省 略)

3| 特例輸入者又は特例委託輸入者が、期限内特例申告書を提出した場合において、前条第二項第一号に掲げる税額に相当する関税を納付すべき期限に關し、特例申告書の提出期限までにその延長を受けた旨の申請書を第七条の第二項(申告の特例)の税関長に提出し、かつ、当該期限内特例申告書に記載した関税額の全部又は一部に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、前条第二項の規定にかかわらず、当該関税額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、当該納付すべき期限を二月以内に限り延長することができる。

4| 前三項の申請書の記載事項その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(担保を提供した場合の充当又は徴収)

第十条 同上

2 国税通則法第五十二条(担保の処分)の規定は、関税の担保が提供された場合において、納税義務者が第九条(申告納税方式による関税等の納付)の規定により関税を納付すべき期限(第九条の第二項から第三項まで(納期限の延長)の規定により関税を納付すべき期限が延長された場合にあつては、当該延長された期限)又は第九条の第三項(納税の告知)の納期限(延滞税については、その計算の基礎となる関税のこれらの納期限。第十一条(関税の徴収)及び第十二条第一項ただし書(延滞税の額の計算の特例)においてこれらの期限を「納期限」という。)までに関税を完納しないときについて準用する。

3 同上

(延滞税)

第十二条 同上

2 8 (省 略)

9 第一項及び第十一項第一号において「法定納期限」とは、当該関税を課される貨物を輸入する日（輸入の許可を受ける貨物については、当該許可の日）とする。ただし、次の各号に掲げる関税については、当該各号に定める期限又は日（第三号又は第四号に掲げる関税につき当該各号の書類が二回以上にわたつて発せられた場合には、その最初に発せられた日）とする。

一 特例申告貨物につき納付すべき関税（第九条の二第三項又は第四項（納期限の延長）の規定により納付すべき期限が延長された関税を除く。） 特例申告書の提出期限

二 第九条の二第一項から第四項までの規定により納付すべき期限が延長された関税 当該延長された期限

三 六 (省 略)

10 11 (省 略)

(重加算税)

第十二条の四 第十二条の二第一項（過少申告加算税）の規定に該当する場合（修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。）において、納税義務者がその関税の課税標準等（第七条第二項（申告）に規定する輸入申告書に記載すべき事項又は第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告書に記載すべき事項をいう。以下この条において同じ。）又は納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告又は更正の請求をしていたときは、当該納税義務者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装

2 8 同 上

9 第一項及び第十一項第一号において「法定納期限」とは、当該関税を課される貨物を輸入する日（輸入の許可を受ける貨物については、当該許可の日）とする。ただし、次の各号に掲げる関税については、当該各号に定める期限又は日（第三号又は第四号に掲げる関税につき当該各号の書類が二回以上にわたつて発せられた場合には、その最初に発せられた日）とする。

一 特例申告貨物につき納付すべき関税（第九条の二第三項（納期限の延長）の規定により納付すべき期限が延長された関税を除く。） 特例申告書の提出期限

二 第九条の二第一項から第三項までの規定により納付すべき期限が延長された関税 当該延長された期限

三 六 同 上

10 11 同 上

(重加算税)

第十二条の四 第十二条の二第一項（過少申告加算税）の規定に該当する場合（修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。）において、納税義務者がその関税の課税標準等（第七条第二項（申告）に規定する輸入申告書に記載すべき事項又は第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告書に記載すべき事項をいう。以下この条において同じ。）又は納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告をしたときは、当該納税義務者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていらないものに基

されていないものに基づくことが明らかであるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

2 前条第一項の規定に該当する場合（同項ただし書若しくは同条第七項の規定の適用がある場合又は期限後特例申告書の提出若しくは同条第一項第二号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。）において、納税義務者がその関税の課税標準等又は納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき同項各号のいずれかに該当することとなつたとき又は更正の請求をしていたときは、当該納税義務者に対し、政令で定めるところにより、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る無申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

3
3
5 (省 略)

づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

2 前条第一項の規定に該当する場合（同項ただし書若しくは同条第七項の規定の適用がある場合又は期限後特例申告書の提出若しくは同条第一項第二号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。）において、納税義務者がその関税の課税標準等又は納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき同項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該納税義務者に対し、政令で定めるところにより、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る無申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

3
3
5 同 上

○ 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

<p>（暫定税率）</p> <p>第二条 別表第一に掲げる物品で令和七年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。</p> <p>2 別表第一の三に掲げる物品で令和七年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。</p>	<p>（暫定税率）</p> <p>第二条 別表第一に掲げる物品で令和六年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。</p> <p>2 別表第一の三に掲げる物品で令和六年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。</p>
<p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）</p> <p>第七条の三 平成七年度から令和六年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が官報による告示又はインターネットの利用その他の適切な方法による公表（以下「告示等」という。）をする数量（以下この条及び同表において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品について、その超えることとなった月の翌々の初日（次項第六号及び第八項において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国</p>	<p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）</p> <p>第七条の三 平成七年度から令和五年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が官報による告示又はインターネットの利用その他の適切な方法による公表（以下「告示等」という。）をする数量（以下この条及び同表において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品について、その超えることとなった月の翌々の初日（次項第六号及び第八項において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国</p>

の譲許表に定める税率（第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。次条第一項において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、令和六年度においては、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項に掲げる物品であつて経済連携協定（一般協定第二十四条8(b)に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（以下この項及び第八項において「経済連携協定原産品」という。）に係る輸入数量及び同表の各項に掲げる物品であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（経済連携協定原産品を除く。第八項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。第八項において同じ。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

2
2
7
（省 略）

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の

の譲許表に定める税率（第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。次条第一項において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、令和五年度においては、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項に掲げる物品であつて経済連携協定（一般協定第二十四条8(b)に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（以下この項及び第八項において「経済連携協定原産品」という。）に係る輸入数量及び同表の各項に掲げる物品であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（経済連携協定原産品を除く。第八項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。第八項において同じ。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

2
2
7
同 上

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の

初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（令和六年度）においては、当該年度の初日から毎月末までの同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（令和六年度）においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税）

第七条の四 平成七年度から令和六年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示等をする価格をいう。以下この項及び同表において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、同法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の第二項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 四 （省 略）

2・3 （省 略）

初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（令和五年度）においては、当該年度の初日から毎月末までの同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（令和五年度）においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税）

第七条の四 平成七年度から令和五年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示等をする価格をいう。以下この項及び同表において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、同法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の第二項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 四 同 上

2・3 同 上

(豚肉等に係る特別緊急関税)

第七条の六 平成七年度から令和六年度までの各年度において、当該年度中の関税率法別表第一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに限る。)、同表第一〇三・一一号の二、第二〇三・一一号の二、第二〇三・一九号の二、第二〇三・二二号の二、第二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第一〇六・三〇号の二の(二)及び第一〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第一〇一〇・一一号、第一〇二一〇・一一号、第一〇二一〇・一九号及び第一〇二一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第三項及び第五項において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、豚肉等のうちその超えることとなった月の翌々月の初日(次項第一号及び第五項において「発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。ただし、令和六年度においては、当該年度中の豚肉等の輸入数量から当該年度中の豚肉等であつて経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの(以下この項及び第七条の九において「譲許適用物品」という。)に係る輸入数量と豚肉等であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの(譲許適用物品を除く。)に係る輸入数量(政令で定める日前の期間に係るものに限る。)との合計数量を控除した輸入数量(第五項において「協定対象外輸入数量」という。)があらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第三項において「

(豚肉等に係る特別緊急関税)

第七条の六 平成七年度から令和五年度までの各年度において、当該年度中の関税率法別表第一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに限る。)、同表第一〇三・一一号の二、第二〇三・一一号の二、第二〇三・一九号の二、第二〇三・二二号の二、第二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第一〇六・三〇号の二の(二)及び第一〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第一〇一〇・一一号、第一〇二一〇・一一号、第一〇二一〇・一九号及び第一〇二一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第三項及び第五項において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、豚肉等のうちその超えることとなった月の翌々月の初日(次項第一号及び第五項において「発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。ただし、令和五年度においては、当該年度中の豚肉等の輸入数量から当該年度中の豚肉等であつて経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの(以下この項及び第七条の九において「譲許適用物品」という。)に係る輸入数量と豚肉等であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの(譲許適用物品を除く。)に係る輸入数量(政令で定める日前の期間に係るものに限る。)との合計数量を控除した輸入数量(第五項において「協定対象外輸入数量」という。)があらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第三項において「

協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。

2 2 4 (省 略)

5 財務大臣は、平成七年度から令和六年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量(令和六年度においては、当該輸入数量及び協定対象外輸入数量)について翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合(令和六年度においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。)には、発動日についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)

第十四条 沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定める金額の範囲内で、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた小売業者から購入した沖縄振興特別措置法第二十六条(輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除)に規定する物品であつて、同条に規定する旅客ターミナル施設等において輸入するもの(当該出域の際に携帯して移出するものに限る。)については、令和九年三月三十一日までの間、その関税を免除する。

2 2 4 (省 略)

別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係)

関税率法別表の 番号	品 名	税 率
(省 略) 一八・〇六	(省 略) チョコレートその他のココアを	(省 略)

協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。

2 2 4 同 上

5 財務大臣は、平成七年度から令和五年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量(令和五年度においては、当該輸入数量及び協定対象外輸入数量)について翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合(令和五年度においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。)には、発動日についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)

第十四条 沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定める金額の範囲内で、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた小売業者から購入した沖縄振興特別措置法第二十六条(輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除)に規定する物品であつて、同条に規定する旅客ターミナル施設等において輸入するもの(当該出域の際に携帯して移出するものに限る。)については、令和六年三月三十一日までの間、その関税を免除する。

2 2 4 同 上

別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係)

関税率法別表の 番号	品 名	税 率
同上	同上	同上
一八・〇六	同上	同上

(省略)	一八〇六・一〇	含有する調製食料品	ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)	一 砂糖を加えたものうち	しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの	一八〇六・二〇	その他の調製品(塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。)	一 (省略)	二 その他のもの	(一) 砂糖を加えたもの	A (省略)	B その他のものうち	しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの	(二) (省略)	(省略)	二〇・四%	(省略)	(省略)	二〇・九%	(省略)		
同上	一八〇六・一〇					一八〇六・二〇											同上					
同上				一同上	同上	同上		一同上	二 同上	(一) 同上	A 同上	B 同上	同上				二一・七%			二一・九%		
同上								同上														

(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)
(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(II) も 有 す る
(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	二 二 ・ 三 %

同 上	三 九 二 六 ・ 二 〇	同 上	同 上	
同 上	手袋（塩化ビニルの重合体製のもので、厚さが〇・二ミリメートル未満のものに限る。）	同 上	同 上	(II) 同 上
同 上	無税	同 上	同 上	

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

(省略)	品名	税率	
		税率	税率
(省略)	品名	平成七年四月一日から平成八年四月一日まで	平成八年四月一日から平成九年四月一日まで
(省略)	品名	平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで
(省略)	品名	平成九年三月三十一日まで	平成一〇年三月三十一日まで
(省略)	品名	平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで
(省略)	品名	平成一一年三月三十一日まで	平成一二年三月三十一日まで
(省略)	品名	平成一二年三月三十一日まで	平成一三年三月三十一日まで

別表第一の三の二 豚肉等に係る基準輸入価格表（第七条の六関係）

(省略)	項名	基準輸入価格	
		基準輸入価格	基準輸入価格
(省略)	項名	平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで
(省略)	項名	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで
(省略)	項名	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで
(省略)	項名	平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日まで	平成一三年四月一日から令和七年三月三十一日まで

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表（第七条の三関係）

(省略)	項名	税率	
		税率	税率
(省略)	項名	平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで
(省略)	項名	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで
(省略)	項名	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで	平成一二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

別表第一の三の二 豚肉等に係る基準輸入価格表（第七条の六関係）

同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表（第七条の三関係）

同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

別表第一の八 豚肉等に係る特別緊急関税に係る暫定関税率表（第七条の六関係）

(省略)	関税率法別表の 番号	品 名	平成七年四 月一日から	平成八年四 月一日から	平成九年四 月一日から	平成一〇年 四月一日か	平成一二年 四月一日か	税 率
			平成八年三 月三十一日ま	平成九年三 月三十一日ま	平成一〇年 三月三十一日	平成一一 年三月三十一	平成一二 年三月三十一	
			でに輸入さ れるもの	でに輸入さ れるもの	までに輸入 されるもの	の 入されるも	の 入されるも	

別表第一の八 豚肉等に係る特別緊急関税に係る暫定関税率表（第七条の六関係）

同上	関税率法別表の 番号	品 名	平成七年四 月一日から	平成八年四 月一日から	平成九年四 月一日から	平成一〇年 四月一日か	平成一二年 四月一日か	税 率
			平成八年三 月三十一日ま	平成九年三 月三十一日ま	平成一〇年 三月三十一日	平成一一 年三月三十一	平成一二 年三月三十一	
			でに輸入さ れるもの	でに輸入さ れるもの	までに輸入 されるもの	の 入されるも	の 入されるも	

別表第二 農水産物等特恵関税率表（第八条の二関係）

関税率法別表の 番号	品名	税率
(省 略) 一一・一一	(省 略) 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	(省 略)
(省 略) 一一二一・九〇	(省 略) その他のもの	(省 略)
(省 略)	二 (省 略)	(省 略)
(省 略)	四 ルイボス	無税
(省 略)	五 その他のもの	(省 略)
(省 略)	(二) (省 略)	(省 略)

別表第二 農水産物等特恵関税率表（第八条の二関係）

関税率法別表の 番号	品名	税率
同上 一一・一一	同上	同上
同上 一一二一・九〇	同上	同上
同上	同上	同上
同上	二 同上	同上
同上	四 ルイボス	同上
同上	五 その他のもの	同上
同上	(二) 同上	同上